

公益社団法人日本フェンシング協会
役員等の行動規範（2018年11月版）

公益社団法人日本フェンシング協会（以下「協会」という。）の理事、監事及び定款第29条に定める顧問等（以下、総称して「役員等」という。）は、スポーツの高潔性を確保、維持し、公正公平な協会運営を実現するために、協会の社会における役割を認識し、自らを厳しく律して行動しなければならない。

役員等は、以下に定める行動規範を自ら遵守し、相互に遵守を監視しなければならない。

【総則】

1. 法令・規約類等の遵守

役員等は、法令や協会の定款、規程、規則、細則その他の規定に従って行動しなければならない。

2. 罰則

(1) 本行動規範に違反したときは、協会が定める倫理・懲戒規定が適用され、違反した役員等には、違反行為に応じて、処分が行われる。

(2) 自らが行動規範に違反した場合のみならず、他の役員を唆して違反行為をさせた者も違反行為を行った者と等しく処分する。

【禁止事項】

役員等は、法令や他の規定に定める禁止事項に加え、特に、以下の行為を厳に慎まなければならない。

1. パワー・ハラスメントの禁止

都道府県フェンシング協会関係者、競技会関係者、競技選手、審判員、指導者等のフェンシング関係者（以下「フェンシング関係者」という。）に対して、協会における立場を背景として、嫌がらせを行い、精神的・身体的苦痛を与え、又は、これにより周囲の環境を悪化させてはならない。

2. セクシャル・ハラスメントの禁止

フェンシング関係者に対して、身体的接触（但し、指導に必要不可欠な場合を除く。）、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要を行ってはならない。

3. 反社会的勢力（暴力団等）との関係の禁止

反社会的勢力やその関係者とは一切関係を持ってはならない。

4. 過度の利益の授受

フェンシング関係者を含む部外者から、社会的儀礼の範囲を超えた金品や利益の供与を受け、又は、華やかな会食、遊興等の接待を受けてはならない。

5. 秘密保持

職務上知り得た協会の技術上及び運営上の秘密情報（フェンシング関係者の個人情報も含む。）は、職務執行以外の目的で利用してはならず、知る必要のある者以外に漏洩しないよう十分注意しなければならない。

6. 政治・宗教活動の禁止

フェンシング関係者に対して、協会における立場を利用して、特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や志向に基づく団体等への加入や支持を強制し、又は勧誘してはならない。

7. 利益相反の禁止

協会での職務上の地位や、職務上知り得た情報に基づいて、協会の利益を損なうような活動をしてはならない。また、協会（機関）の承諾なしに、協会の利益に反する可能性のある行為をしたり、そのような地位に就いたりしてはならない。

【遵守事項】

1. 上記禁止事項を遵守する。
2. 他の役員等が上記禁止事項に違反し、又は、違反のおそれがあると知ったときは、速やかに、後記担当理事に通報しなければならない。いずれの理事に通報することも不適切であると判断した場合には、業務執行理事に通報するものとする。
3. フェンシング関係者から利益の供与、又はその申し出があった場合には、本行動規範を説明して拒否しなければならない。
4. 前項にかかわらず、やむをえず供与を受けた場合には、その費用を精算しなければならない。

【担当理事】

理事・倫理委員会委員長

理事・法務委員会委員長